

●長崎県立大学 令和3年度第8回教育研究評議会 議事録

日 時	令和3年10月6日(水) 14:40~15:30
場 所	佐世保校 1, 2 会議室
出席者	木村学長、橋本副学長、岩重副学長、大曲副学長、小松副学長、代田経営学部長、綱地域創造学部長、森田国際社会学部長、平岡情報システム学部長、大塚看護栄養学部長兼人間健康科学専攻長、三戸地域社会マネジメント専攻長、有田情報工学専攻長、下野付属図書館長、石田佐世保校附属図書館長、百岳事務局長、井上シーボルト校事務局長、島本学生支援部長
配付資料	【資料1】教員の採用について 【資料2】客員研究員の受入れについて 【資料3】大学院博士後期課程準備プログラム設置要綱の制定について 【資料4】第3期中期計画の変更について
議 事	<p>【協議事項1. 教員の退職について】 資料なし。国際社会学部長より次のような説明があり、了承された。 国際社会学部国際社会学科の准教授1名から退職願が提出されている。退職希望日は令和4年3月31日である。</p> <p>【協議事項2. 教員の採用について】 資料1に基づき、経営学部長より次のような説明があり、了承された。 経営学部経営学科教員1名の採用についてである。採用予定年月日は令和4年4月1日、採用予定職位は准教授、専門分野は経営学であり、担当科目は観光経営論等である。</p> <p>資料1に基づき、地域創造学部長より次のような説明があり、了承された。 地域創造学部実践経済学科教員1名の採用についてである。厳格に審査を行った結果、採用候補者を該当なしと判断した。</p> <p>資料1に基づき、情報システム学部長より次のような説明があり、了承された。 情報システム学部情報セキュリティ学科教員1名の採用についてである。採用予定年月日は令和4年4月1日、採用予定職位は准教授、専門分野は暗号理論、離散数学、統計分野であり、担当科目は暗号理論等である。</p> <p>資料1に基づき、看護栄養学部長より次のような説明があり、了承された。 看護栄養学部看護学科教員1名の採用についてである。採用予定年月日は令和4年4月1日、採用予定職位は助教、専門分野は老年看護学分野であり、担当科目は老年看護学等である。</p> <p>資料1に基づき、看護栄養学部長より次のような説明があり、了承された。 看護栄養学部栄養健康学科教員1名の採用についてである。採用予定年</p>

月日は令和4年4月1日、採用予定職位は助教、専門分野は栄養科学分野であり、担当科目は管理栄養士養成課程における実験・実習及び臨地実習等である。

資料1に基づき、国際社会学部長より次のような説明があり、了承された。

国際社会学部国際社会学科教員2名の採用についてである。採用予定年月日は令和4年4月1日、採用予定職位は外国人特任講師、担当科目はオーラル・コミュニケーション等である。

【協議事項3. 客員研究員の受入れについて】

資料2に基づき、経営学部長より次のような説明があり、了承された。

客員研究員受入について、経営学部教員1名から申請書が提出されているため、令和3年11月1日より受け入れたい。

【協議事項4. 大学院博士後期課程準備プロジェクトチーム設置要綱の制定について】

資料3に基づき、事務局企画広報課長より次のような説明があり、了承された。

大学院博士後期課程の設置が認可されたことを受け、開設に向けた準備を進めることとしている。平成31年4月に定めた大学院博士課程等検討プロジェクトチームを廃し、新たに大学院博士後期課程準備プロジェクトチーム設置要綱を定めたくうえで準備作業を進める。

【報告事項1. 教員の採用について】

資料なし。学長より次のように報告された。

教員の採用手続きについて、経営学科「経営情報論」の科目担当については、今年度公募を行ったが、採用に至っていない。そのため、「長崎県公立大学法人教員選考及び昇任に関する規程」第9条第2項により、公募によらない教員採用の手続きに入りたいと考える。

また、国際社会学科「国際法」の科目担当について、8月に認可を受けた博士後期課程の担当教員となる予定であったことから、来年4月から博士後期課程の授業を開講するためには、後任の教員は、大学設置・学校法人審議会によるAC教員審査を受審し、合格する必要がある。

AC教員審査の書類提出期限は12月3日であり、それまでに公募により教員を確保することは困難であることから、「長崎県公立大学法人教員選考及び昇任に関する規程」第9条第2項により、公募によらない教員採用の手続きに入りたいと考える。

【報告事項2. 第3期中期計画の変更について】

資料4に基づき、事務局企画広報課長より次のように報告された。

第3期中期計画について、一部変更を加えることとし、認可に係る手続きを進めていったが、県の諮問機関である法人評価委員会から文言修正を行うよう通知があったため、該当箇所の修正を行う。 以上